平成２２年（フ）第１５１５号
仙台市泉区黒松２丁目24番10―35号
債務者　伏見　　啓
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５２５号
仙台市青葉区千代田町10番15号
債務者　千葉　浩行
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４０号
仙台市青葉区滝道16番６号
債務者　樋口　義幸
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７号
茨城県高萩市大字島名1778番地の７島名ハイツ102
債務者　大橋　久恵
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１８０号
茨城県日立市東金沢町３丁目10番20号
債務者　林　　伸一
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１８２号
茨城県日立市大沼町１丁目25番７―６号
債務者　黒澤　麻美
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２４２号
茨城県坂東市猫実1583番地７
債務者　江口　光成
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２４３号
茨城県坂東市猫実1583番地７、居所茨城県つくばみらい市筒戸2555―１
債務者　江口すみ江
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２４４号
茨城県坂東市猫実1583番地７
債務者　江口　　孝
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２５１号
茨城県常総市内守谷町きぬの里１丁目６番地５　アクティ・ヤマサ参番館202号室
債務者　中井　友之
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２６５号
茨城県常総市本石下1916番地３　アン・フルーレ101号、前住所福島県須賀川市古舘14番地65
債務者　遠藤　勝治
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２７９号
茨城県下妻市村岡1055番地２、前住所茨城県下妻市村岡434番地４
債務者　平塚　秋夫
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２８７号
茨城県坂東市山1911番地３
債務者　青木　一夫
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２８８号
茨城県坂東市山1911番地３
債務者　青木きみ子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２８９号
茨城県結城郡八千代町大字下山川273番地１
債務者　小嶋真理子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２９０号
茨城県結城市大字結城9080番地44
債務者　鈴木　正次
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２９６号
茨城県筑西市樋口1300番地１　市営10棟３階４号、前住所茨城県筑西市塚原233番地
債務者　土田恵美子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２９７号
茨城県坂東市辺田585番地１ベル・グランツⅠ202、前住所茨城県古河市東山田2045番地１　アヴェニューⅡ303号
債務者　簇山　　聡
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部